

## 適正な動物実験の実施を目指して

佐加良 英治

兵庫医科大学 病態モデル研究センター

2006年6月1日は、日本の動物実験が大きく変わった日である。条文中に3Rsが明記された、動物の愛護及び管理に関する法律が施行され、文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」が告示され、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」並びに「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」が通知され、更に日本学術会議の作成した、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」が報告された日である。同年の4月28日には、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」が四半世紀ぶりに改正され、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」として告示されている。それまでの大学等における動物実験は、1987年5月に文部省学術国際局長より通知された「大学等における動物実験について」に基づき、各大学等が自ら動物実験指針を策定し行っていたが、情報公開や自己点検・評価などには触れられていなかった。実験動物の飼養保管は1980年に総理府から告示された、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」に基づき行われていた。それ以前においては、国からの動物実験に関する告示や通知等はなく、動物実験計画書の承認も必要なく、いつでもどこでも自由に動物実験が行われていた。

2006年には、まだ基本指針に基づく「外部の者による検証」の体制が整備されておらず、国立大学法人動物実験施設協議会と公私立大学実験動物施設協議会は、共同事業として大学等における外部検証の検討を開始した。演者はその立ち上げからメンバーであり、2009年より開始された検証事業では、専門員として各研究機関等の外部検証を行い、適正な動物実験が実施できるよう指導してきた。2014年に検証事業とその実績について外部評価（メタ評価）を行い、外部評価者の意見を参考として第2期検証プログラムを作成し、2015年より第2期外部検証プログラムを開始した。また2016年からは、日本実験動物学会において、外部検証のための専門員の育成を始めたが、ここでも立ち上げのメンバーとして、人材育成のための教材やプログラムを作成し、100名を超える専門員を育成してきた。

早ければ2025年には、動物の愛護及び管理に関する法律の改正が予定され、2006年以來の大幅な動物実験の規制変更になると予想されている。この規制変更の前に、動物実験に関する、これまでの規制の変遷とその対応について、日本実験動物学会の関係委員会委員の立場として、一度整理し、会員各位に伝えておく必要があると考えた。また、予想される新たな規制への対応も検討してみた。この講演内容が、今後の法改正への対応の一助となり、今後も適正な動物実験が実施されれば幸いである。